

浦 監 第 4 6 1 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査
(令和4年8月19日～令和5年1月20日)

2. 監査対象部課 健康こども部 (保育園、幼稚園、認定こども園)

3. 監査結果公表年月日 令和5年1月27日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項 (課名)	措置の内容
1	<p>集金袋を利用した公金徴収について、領収書を発行していない園があった。 (美浜南認定こども園、若草認定こども園、青葉幼稚園、美浜北認定こども園、明海認定こども園)</p> <p>受領した公金の収納は、事後調定として、調定票を起票し納入通知書により銀行に納める。その際、調定票は調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添えなければならないとされている(会計事務規則第15条第2項)。根拠となる領収書を発行していないことについて改善を求める。 (指摘事項)</p>	<p>集金袋を利用した公金徴収について、その都度の領収書の発行は省略しますが、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳簿等で管理するよう改善します。</p>

<p>2</p>	<p>集金袋を利用した公金徴収について、保護者のみ領収書を発行し、職員には発行していない園があった。また、発行された領収書には園の控えがなかった。</p> <p>(富岡保育園、猫実保育園)</p> <p>受領した公金の収納は、事後調定として、調定票を起票し納入通知書により銀行に納める。その際、調定票は調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添えなければならないとされている(会計事務規則第15条第2項)。根拠となる領収書を発行していないことについて改善を求める。</p> <p>(改善事項)</p>	<p>集金袋を利用した公金徴収について、その都度の領収書の発行は省略しますが、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳簿等で管理するよう改善します。</p>
<p>3</p>	<p>分任出納員印について、私金を徴収し発行した領収書に分任出納員印を使用していた園があった(猫実保育園)</p> <p>公印は公務上作成された文書に使用するもの(公印規則第2条)のため、私金を預かった際の手紙等に押印することはできないことから改善を求める。</p> <p>(改善事項)</p>	<p>私金を預かった際の領収書には、園受付印を押印するよう改善します。</p>